

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組織	職員		組織	職員
	[略]			[略]	
知事事務部局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学ILC推進室長 台風 災害復旧復興推進室長 廃棄物特別 対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 ものづくり自 動車産業振興室長 競馬改革推進室 長 県産米戦略室長 総括課長 総 括調査監 調査監 報道監 総務事 務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県 産米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長（ 部局等若しくは出納局又は室課等の 人事、給与又は服務に関する事務を 総括する者に限る。） 給与人事担 当課長 行政経営担当課長 調査担 当課長 予算担当課長 法務学事課 の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主 任主査及び主査（部局等又は出納局 の主管室課等において人事、給与又	知事事務部局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学ILC推進室長 台風 災害復旧復興推進室長 <u>国際室長</u> 廃棄物特別対策室長 若者女性協働 推進室長 医療政策室長 医師支援 推進室長 雇用対策・労働室長 も のづくり自動車産業振興室長 競馬 改革推進室長 県産米戦略室長 総 括課長 総括調査監 調査監 報道 監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 <u>地域振 興監</u> 地域連携推進監 <u>国際監</u> 医 師支援推進監 県産米戦略監 県産 米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長（部 局等若しくは出納局又は室課等の 人事、給与又は服務に関する事務を 総括する者に限る。） 給与人事担 当課長 行政経営担当課長 調査担 当課長 予算担当課長 法務学事課 の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任 主査及び主査（部局等又は出納局の 主管室課等において人事、給与又は

		は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
		[略]
教育委員会事務局等	本庁	教育次長 教育企画室長 <u>学校教育室長</u> 総括課長 課長及び担当課長(室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) <u>高校改革課長</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		[略]
		[略]

		服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 <u>審査指導監</u> 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
		[略]
教育委員会事務局等	本庁	教育次長 教育企画室長 総括課長 課長及び担当課長(室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 <u>高校改革課長</u> 教育企画室の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		[略]
		[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。